

第8次

泉南市子どもの権利条例委員会報告

2021（令和3）年3月24日

泉南市子どもの権利条例委員会

2021(令和3)年3月24日

泉南市長 竹中 勇人 様

泉南市子どもの権利条例委員会

委員長 吉永 省三

副委員長 山下 裕子

委員 青木 桃子

委員 浜田 進士

委員 前田 百合子

第8次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012(平成24)年10月制定。以下、「子どもの権利条例」とします。）第16条第4項に基づき、本報告を行います。

同条は、「条例の運営状況」と「条例に基づく事業等の実施状況」について、これを定期的に検証することを市に課しています。これを踏まえ、本委員会は発足以来、「報告事項Ⅰ：『子どもにやさしいまち』を実現するための子どもの権利条例の運営状況」および「報告事項Ⅱ：子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況」の二つの柱を立て、報告を行ってきました。

報告事項Ⅰは、私たち市民および外部有識者の視点から捉えた最も重点的な課題について、

報告事項Ⅱは、条例に基づく事業等の全般にわたる実施・進捗および評価等の概況について、審議し報告するものです。

今次報告では、報告事項Ⅰは、本委員会の審議を踏まえ各委員が執筆致しました。報告事項Ⅱは、条例に基づく事業等を担当する市の実施機関が前年度の実施状況の自己評価を行い本委員会に提出したものです。これに加え本年度は、事務局スタッフから提出された「**コロナ禍状況下の子どもたちの現状に関するレポート**」を報告事項Ⅱに位置づけました。これら報告事項Ⅱに対する本委員会の評価等は、報告事項Ⅰの中に含めて記述しています。

私たちは未だコロナ禍の深刻な状況に在りますが、かかる状況下においてこそ、国連子どもの権利条約が第3条に規定する通り、子どもの最善の利益を第一に考慮する責務の遂行が、自治体行政においても強く求められるところと申せます。本委員会はこの認識のもと、本年5月から、「書面会議」や「web会議」も含めて、都合8回にわたり審議を重ねてきました。

かかる事態において、子どもの最善の利益が子どもの権利条例に基づいて、どのように確保されようとしているのか——この課題に焦点を当て、現状を共通認識することが、まず必要だと考えました。そこで本委員会の事務局に参加する市の実施機関に上述「**コロナ禍状況下の子どもたちの現状に関するレポート**」を求めました。私たちおとなが、泉南市の子どもたちの置かれている現状を共通認識して取り組むために、極めて有効かつ意味のあるレポートだといえます。

本委員会は、かかる事態における市長はじめ各位のご尽力に敬意を表するとともに、泉南市の「子どもにやさしいまち」のより一層の実現に向け、条例第16条第5項に基づき、本報告の積極的な活用が図られることを、心より期待するところです。

以上

第8次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

もくじ

報告事項Ⅰ

「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況

1. 現状認識：コロナ禍状況における

子どもたちの現状と条例運営の課題をめぐって

- (1) 子どもたちの現状—本委員会事務局スタッフからのレポートを受けて
- (2) コロナ禍状況下の子どもの居場所から見えてきたもの
- (3) 非常事態下における子どもの居場所「子どもはどこにいたらいいの？」
- (4) 非常事態下において子どもはどこに SOS を出せるか？だれが受け止めるか？

2. 補 説：コロナ禍状況における

国際社会の動向および自治体・市民社会の取り組みから学ぶ

3. 提 言：コロナ禍状況における

泉南市子どもの権利条例に基づく子ども施策の優先的課題

提言1 条例第7条「子どもの居場所づくり」に基づく施策のより一層の推進を

提言2 条例第6条「子どもの相談と救済」に基づく施策のより効果的な実施を

提言3 第7条および第6条をより効果的に推進するための

子ども支援のネットワークを

報告事項Ⅱ

子どもの権利条例に基づく事業等の2019年度実施状況(一覧)

コロナ禍状況下の子どもたちの現状に関するレポート(概要版)

関係資料

泉南市子どもの権利条例委員会 委員名簿

2020年度子どもの権利条例委員会 第8次報告までの会議開催の概要